

令和7年 第1回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年1月27日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 会期の決定について	3
日程第2 議第1号の上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	3
日程第3 議第2号から報第1号の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	5
○16番（日隈 知重君）	6
○22番（斉藤 由美子君）	8
○16番（日隈 知重君）	9
○22番（斉藤 由美子君）	10
日程第4 一般質問	11
○16番（日隈 知重君）	11
○22番（斉藤 由美子君）	13
日程第5 会議録署名議員の指名	18
閉 会	18

令和7年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

令和7年1月27日 午後1時30分開議

第1 会期の決定について

第2 議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて

以上1議案の上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

第3 議第2号 令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議第3号 令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

議第4号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

議第5号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）

議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部改正について

議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議第8号 訴えの提起について

報第1号 専決処分した事件の承認について

以上8議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

第4 一般質問

第5 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定について

日程第2 議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて

以上1議案の上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第3 議第2号 令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議第3号 令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

議第4号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

議第5号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）

議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部改正について

議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議第8号 訴えの提起について

報第1号 専決処分した事件の承認について

以上8議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

日程第5 会議録署名議員の指名について

出席した議員（25人）

1番	高倉 真由美	2番	岩尾 茂樹
3番	金元 正生	4番	木野村 敏雄
5番	白石 徳明	6番	渕野 けさ子
7番	原田 健蔵	8番	河野 睦夫
9番	堀 典義	10番	河野 正春
11番	阿部 雅彦	12番	島田 勝
13番	芝田 英範	14番	坪根 大吉
15番	井上 清三	16番	日隈 知重
17番	相良 亜寿香	18番	木ノ下 素信
20番	小野 和美	21番	宇都宮 陽子
22番	斉藤 由美子	23番	高野 博幸
24番	仲家 孝治	25番	泥谷 郁
26番	長田 教雄		

欠席した議員（1人）

19番 中村 悟

出席した事務局職員

事務局書記長代理	金城 美幸	事務局書記	安田 文恵
総務課主任	小松 聡	総務課主任	中村 雄
総務課主任	日隈 久徳		

説明のため出席した職員

広域連合長	足立 信也	副広域連合長	長野 恭紘
副広域連合長	日野 康志	事務局長	清水 昭男
会計管理者	高橋 芳江	次長兼総務課長	姫野 邦夫
事業課長	津川 文隆	賦課資格管理係長	長 隆弘
給付係長	藤原 寛子	保健係長	飯野 敬子
会計室長	秦 オリエ		

議事の経過

開 会

○議長（長田 教雄君） 皆さん、こんにちは。議長の長田でございます。

ただいまから、令和7年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

開 議

○議長（長田 教雄君） ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、ただちに、会議

を開きます。

午後 1 時30分開議

広域連合長挨拶

○議長（長田 教雄君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 若干遅いですが、あけましておめでとうございます。

令和 7 年第 1 回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会でございます。お集まりいただきましてありがとうございます。

最近の動向を含めて少しだけお話をしたいと思います。

まず情勢ですが、昨年 10 月 21 日に鹿児島市で開催された令和 6 年度秋季九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議に出席してまいりました。

会議の中で、九州ブロックの国への要望事項として、本県から提出しましたマイナンバー制度関連、標準システム関連の 2 項目について、全国協議会へ提出することを決定し、11 月 14 日、厚生労働大臣室におきまして、マイナンバー制度をはじめ 5 項目について、全国広域連合協議会の横尾会長から福岡厚生労働大臣へ要望書を手交したところです。

また、昨年 12 月 2 日に被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証への円滑な移行に向けた暫定的な運用として、本年 7 月末までの間、後期高齢者に、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書を職権交付することとなったところでございます。

このような制度変更に対応するとともに、被保険者及びその関係者の皆様の疑問や不安を解消すべく、本広域連合独自のコールセンターを昨年 11 月に開設し、きめこまやかな対応を行っているところでございます。

今後も国の動向を注視し、被保険者の皆様に混乱が生じることのないよう、制度の変更が生じた際には国の責任において、十分な周知・広報を求めるとともに、課題等につきましても、全国協議会の場を通じて、引き続き国への要望を行ってまいりたいと考えております。

今定例会では、令和 7 年度広域連合予算案、条例の一部改正等を付議事項として提案しております。

慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての私からのあいさつといたします。

よろしく申し上げます。

日程第 1 会期の決定について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日間とすることにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって会期は、1 日間と決定いたしました。

日程第 2 議第 1 号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を
求めることについて

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第 2、議第 1 号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

足立広域連合長。

○**広域連合長（足立 信也君）** 人事案件について、ご説明申し上げます。

まず、議第1号、大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについてであります。

大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長につきましては、広域連合規約第13条においてその任期が、関係市町村の長としての任期によると規定されており、本田博文氏の日出町長としての任期が、9月4日をもって満了いたしましたことに伴い、現在空席になっております。

そこで、10月6日の九重町長選挙で再選を果たされた日野康志九重町長を選任いたしたく、地方自治法第292条の規定において準用する、同法第162条及び広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、議会の同意をいただこうとするものです。

慎重なご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（長田 教雄君）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

議第1号について、議題といたします。

本案については、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（長田 教雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、日野康志副広域連合長の出席を求めることにいたします。

〔日野副広域連合長 入場・着席〕

○**議長（長田 教雄君）** ただいま選任されました日野康志副広域連合長から、就任のあいさつをお受けいたします。

日野康志副広域連合長。

○**副広域連合長（日野 康志君）** ただいまご承認をいただきました九重町長の日野でございます。

このたび、議員の皆様から副広域連合長の選任につきまして、ご賛同いただいたということで、心から感謝のお礼を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎え、さらなる少子高齢化による医療給付費の増加が見込まれておりまして、後期高齢者医療制度を取巻く環境はますます厳しくなっていくものと承知をしております。

こうした状況下ではございますけれども、被保険者の皆様方が必要な医療を、必要なときに、安心して受けられるよう、機会を確保するため、今後とも健全な財政運営と、円滑な制度運営に努めるとともに、各市町村との連携を強化し、人生100年時代の到来を見据え、健康寿命の延伸等を目的とした、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にもさらに取り組んでいかなければならないと考えております。

そのためにも、足立広域連合長、長野副広域連合長とともに、職責を誠実に努めてまいり所存でございます。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますけれども、就任にあたってのごあいさつとさせていただきます。

それでは皆さんよろしくお願ひいたします。

日程第3 議第2号から報第1号までの一括上程

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第3、議第2号から報第1号までの8議案を上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 提出いたしました8議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第2号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

厳しい財政状況の中、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に編成し、予算の総額は11億5,000万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を10億3,273万4千円、繰入金に財政調整基金繰入金を1億1,693万7千円計上いたしております。

歳出では、総務費に3億1,957万5千円、民生費に、特別会計事務費繰出金として8億2,440万3千円を計上いたしております。

次に、議第3号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてであります。

医療費の伸びを考慮した上で、保険料等の財源を確保することを基本に編成した結果、予算の総額は2,301億200万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、市町村支出金を408億7,169万円、国庫支出金を784億6,172万7千円、県支出金を210億2,995万3千円、支払基金交付金を881億6,141万4千円計上いたしております。

歳出では、保険給付費の療養諸費に2,136億9,230万1千円、高額療養諸費に132億9,379万7千円、それぞれ計上いたしております。

次に、議第4号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号についてであります。

議第8号の訴えの提起にかかる費用及び債務負担行為を計上しております。

次に、議第5号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号についてであります。

出産育児支援金について、医療費や被保険者数等の増加により、全国の後期高齢者の負担額が増加したため、大分県の増加額を計上しております。

次に、議第6号、大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部改正についてであります。

刑法改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例に規定されている罰則のうち懲役を拘禁刑に変更するものでございます。

次に、議第7号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

低所得者に対する保険料の均等割額の所得判定基準について、被保険者数に乗じる額を5割軽減では29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減では54万5,000円から56万円にそれぞれ改定し、軽減判定所得を引き上げるとともに、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料について、資力の活用が可能となるまでの期間として6月を最長1年に徴収を猶予するものでございます。

次に、議第8号、訴えの提起についてであります。

第三者行為における過失割合交渉において、相手方より提示された根拠が明確でないため、法的手続きにより、その根拠を求めるものでございます。

次に、報第1号、専決処分した事件の承認についてでございます。

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科するという条文を削る専決処分を令和6年11月29日に行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

慎重なご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で、提案理由の説明が終了いたしました。

議第2号から報第1号までの8議案につきまして、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配布の質疑順位表により、発言を許可いたします。なお、質疑は自席から行うことといたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 日田市、日隈知重です。

議第3号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について質疑を行います。

2点質疑を行います。

1点目は歳出1款1項1目の一般管理費のうち、資格確認書送料の予算額と積算根拠の説明を求めます。

2点目は歳出1款1項1目の一般管理費のうち、資格確認書の作成封入緘業務委託料の予算額と積算根拠の説明を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 日隈議員の特別会計予算についての質疑にお答えいたします。

資格確認書の送料の予算額についての質問からです。

現状、令和7年7月末までの期間、新規で被保険者になった場合、住所や負担割合等に変更があった場合にマイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書を職権で交付する暫定措置が行われております。

資格確認書送料の予算額は、現在の資格確認書の職権交付の暫定措置が継続された場合を考慮した上で、資格確認書郵送料に送付予定数を乗じた額となります。

郵送料につきましては簡易書留を想定しており、1通当たり477円、送付予定数については21万2千通で積算しております。その結果、総額は1億112万4千円となっております。

続きまして、資格確認書の作成封入緘業務委託料についてです。

予算額につきましては、3,234万5千円となっております。

積算根拠としましては、令和6年度の委託内容を基本とし、令和7年度に必要となる業務内容及び業務行程を精査した上で必要額を積算いたしました。なお、現在の資格確認書の職権交付の暫定措置が継続された場合を考慮し、積算しております。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） さらに2点質問します。

資格確認書の作成、発送にかかる予算額と、これまでの被保険者証の作成、発送にかかる費用額の比較について説明を求めます。

もう1点は、資格情報のお知らせにかかる予算額と積算根拠の説明を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 資格確認書の予算額と、被保険者証の費用額の比較に関する質問でございます。

令和7年度の予算につきましては、現在の資格確認書の職権交付の暫定措置が継続された場合を想定した予算編成としております。

資格確認書と被保険者証の比較ですが、資格確認書の規格については、制度変更による混乱をさける観点から、被保険者証の規格を踏襲しております。

台紙の材質や様式の変更等はしておりません。

住所の記載についても、制度の変更により、資格確認書では必須記載事項ではなくなりましたが、大分県では引き続き、住所を記載し作成しております。

資格確認書の発送につきましても、引き続き簡易書留による送付を予定しております。

費用額は、郵送料の増額や、物価の高騰で積算単価が上昇することとなっており、暫定措置の影響もあり、単純に制度変更前後での比較は困難となっております。

資格情報のお知らせにかかる質問についてです。

現在の資格確認書の職権交付の暫定措置が継続された場合を想定した予算編成としておりますので、予算上は資格確認書を被保険者全員分作成し発送することと想定して積算しております。

そのため、資格情報のお知らせ単独の予算計上はしておりません。

なお、資格情報のお知らせを含めた予算額としましては、先ほどご質問いただいた1項目目と2項目目の回答のとおりとなっております。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 先ほど答弁で、現在の資格確認書の職権交付の暫定措置が継続された場合を想定した予算編成としていると。

予算上では資格確認書を被保険者全員分作成し発送することとして積算していると。

そのために、資格情報のお知らせの単独の予算計上はしておりませんという回答だったと思います。

政府の方針によっては、資格確認書を大分県の被保険者全員に発送する場合と、マイナンバーカードと保険者証を連携している、紐づけしている被保険者には資格確認書を送らず、その代わりに資格情報のお知らせを送る場合があるということで理解してよいかを伺います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 現時点では、マイナ保険証の所有の有無にかかわらず資格確認書を職権交付する暫定措置の期限は令和7年7月末までとされております。

令和7年8月の年次更新以降は、マイナ保険証を所有している被保険者には資格情報のお知らせを交付し、マイナ保険証を所有していない被保険者については資格確認書を交付する予定としております。

本広域連合としましては、毎年2月と8月という議会の開催日程もありまして、現在の暫定措置のように国の急な方針変更があった場合に、予算上、柔軟に対応することは困難となっております。

このため、当初予算においては、暫定措置の期限が延長された場合も対応可能な予算額を積算しております。

なお、国の方針変更については今後とも動向を注視していく所存でございます。

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

22番、斉藤議員。

○22番(斉藤 由美子君) 22番、大分市選出の斉藤由美子です。

一括して2点質問をいたします。

はじめに、議第3号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてです。

これまで、高齢者の負担を抑えるよう、再三求めてまいりましたが、目減りする年金に配慮することもなく、政府は今後も後期高齢者医療の負担を拡大させようとしています。

今回計上されました財政安定化基金の13億円は、先の一般質問で、料率の上昇を抑えるための活用と答弁されました。

まずは改めて、負担軽減対策としてどの程度の効果になるか答弁を求めます。

2点目ですが、議第5号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号についてです。

先の議会でも、子育て支援の財政負担を医療費に上乗せで補うべきではないと、賄うべきではないことは申し上げました。

今回の補正の歳出に出生育児支援金が計上されております。

令和6年、7年度については、国が激変緩和措置として、7%の半分の3.5%を負担とされていますが、改めて被保険者一人当たり、いくらの負担増になるのか答弁を求めます。

○議長(長田 教雄君) 津川事業課長。

○事業課長(津川 文隆君) 斉藤議員の特別会計予算についての質疑にお答えいたします。

令和6、7年度の保険料率の試算において、財政安定化基金13億円を算入しない場合には、所得割率が11.94%、軽減用の保険料率が11.03%になります。

均等割額60,900円となることから、効果として所得割率で0.39%、軽減用に関しては0.41%の減、均等割額で1,700円の減額となっているというところであります。

続きまして、議第5号の特別会計補正予算の出生育児支援金に関する質問でございますが、医療制度改革の一つとして令和6年度から保険料の算定根拠の中に出産育児支援金が入りました。

このため、被保険者全員が負担増の対象となっております。

保険料率算定にあたっては、当初負担額とされた1億3,501万円、被保険者1人当たり634円を負担増として想定していたところです。

なお、今回の補正予算に伴う出生育児支援金の増額分につきましては、予備費より充当することで、保険料の負担増はございません。

○議長(長田 教雄君) 22番、斉藤議員。

○22番(斉藤 由美子君) 今回の基金13億円の活用は大変重要なことだというふうには思います。

ただこの基金を入れてもやはり高い。

今回子育ての出生育児支援金というのも入りまし、所得割の料率ももちろん上がっておりますので、やはりですね、引き続き保険料を上げないため、また、減免枠をできる限り広げるための努力を国に対して引き続き求めていただきたいと思っております。

物価高騰が続いて、特に食料品の値上げに消費税が輪をかけていて、高齢者からは本当に悲鳴が上がっています。

基金の活用はもちろん重要なんですが、その後に保険料が上がる要因になるようでは困ります。

そこで確認をさせていただきますが、この基金は貸付ではなく交付ということでよろしいでしょうか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 今回の活用に関しては交付事業を予定しております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 交付事業ということで、一応ですね貸付ではないという点はよいのですけれども、やはり根本的な財源の見直しは重要だと思いますので、引き続きこうした負担軽減、抑制策を考慮していただきますように、この点は指摘をしておきたいと思います。以上です。

○議長（長田 教雄君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 議第3号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に対する反対討論を行います。

本予算は、政府の被保険者証の発行を停止する方針に基づく予算計上となっております。

大分県の被保険者の約65%がマイナ保険証としているにもかかわらず、昨年11月のマイナ保険証の利用率はようやく20%に届いた程度しか利用されていません。

利用率が上がらない原因は、マイナ保険証をめぐる現在もトラブルが続いていることにあります。

開業医の6割が加入する全国保険医団体連合会の調査では、5月以降トラブルがあったと回答した医療機関が約7割、資格確認ができず一旦10割負担となったり、受診をあきらめるケースもあったと報道されています。

トラブルがあった医療機関の約8割が現行の保険証で対処しています。

マイナ保険証ではカードの券面に資格情報が記載されていないため、マイナ保険証が読み取れないなどのトラブルに備えて、マイナ保険証を持つ人には資格情報のお知らせがこれから届けられます。

トラブルの際にはこれを提示することになります。

マイナ保険証を持たない人には資格確認書が送られます。

政府が保険証を廃止しながら、保険証と同じ資格確認情報のお知らせ、資格確認書を配るのは支離滅裂です。

しかも、資格確認書は当面は申請なしで届きますが、法令上は申請が必要となっております。

当面がいつまでかは決まっておりません。

そもそもマイナンバーカードを作るか、マイナ保険証として使うかは任意です。

マイナカードの取得を事実上強制するために、強引に保険証を廃止することは許されません。

今後更に混乱をもたらすと予想されるのは、マイナ保険証は5年毎の更新が必要です。

更新には3か月以内に役所に出向く必要があることです。

更新を忘れて医療機関にかかったときに、資格情報が無効となり、窓口で10割負担を求められるケースが頻発しかねません。

よって、政府の被保険者証の発行を停止する方針に基づく予算計上になっている本予算に反対をいたします。

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

22番、斉藤議員。

○22番(斉藤 由美子君) 大分市選出、日本共産党の斉藤由美子です。

私は今回提案されました議案のうち3議案について反対討論をいたします。

初めに議第3号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてです。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金にマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業などが計上されております。

制度導入に関する周知事項は重要なことであり、当然国の財政措置で行うべきですが、その原資も結局は国民の税金です。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化はトラブルが続出し、医療現場からも反対の声が上がっています。

任意であるにもかかわらず健康保険証との一体化でカードの取得を強要するなど、真つ当なやり方とは言えません。

国会では12月2日をもって健康保険証を廃止するまともな根拠も示されておらず、多くの国民が保険証の存続を求めています。

そもそもマイナ保険証が広がらないのは現行の健康保険証があるからではなく、利便性を感じない、あるいはマイナ保険証を利用したくないからです。

健康保険証の廃止は凍結すべきです。

一体化に反対する立場から、関連する予算には賛成できません。

また、報第1号、専決処分した事件の承認についても、マイナンバー法等の一部改正に伴う条例改正案であり、マイナンバー制度に反対する基本的立場からも条例の一部改正に反対いたします。

次に議第5号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号についてです。歳出に5款支払基金拠出金、1項支払基金拠出金、1目出産育児支援金が計上されています。

2024年、25年度は現役世代の負担軽減のためとして保険料の伸び率が見直され、さらには出産育児一時金の一部が後期高齢者医療制度の負担となったことで保険料が上がる要因となりました。

高齢者のみならず現役世代、もちろん子育て世代にとっても保険料が引き上げれば負担増です。

少子化対策、子育て支援策の拡充そのものはもちろん賛成ですが、国民負担で財源を捻出するやり方では意味をなしません。

少子化対策の財源は全額国庫負担で対応すべきであり、医療費への上乗せには賛同できません。

以上の理由から、議第3号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、議第5号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号について、報第1号、専決処分した事件の承認について、反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長(長田 教雄君) 以上で、討論を終了いたします。これをもって、討論を終結し、採決いたします。

反対討論のありました、議第3号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田 教雄君) 起立多数であります。着席してください。よって、議第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第5号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第2号について、起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって、議第5号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、報第1号、専決処分した事件の承認について、起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって、報第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、ただいま決定を見た案件を除く、議第2号、議第4号、議第6号、議第7号及び議第8号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、議第2号、議第4号、議第6号、議第7号及び議第8号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第4、これより、一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配布の質問順位表により、これを許可いたします。

なお、質問は自席から行うことといたします。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 日田市、日隈知重です。

一般質問を行います。

後期高齢者医療の窓口2割負担により受診を控える傾向について質問を行います。

3点質問します。

1点目は後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しの影響について、令和6年8月30日、厚生労働省保険局からこのような報告書が公表されていますが、その内容について説明を求めます。

2点目は、今言った報告書によると、窓口負担割合の変更後、医療サービスの利用割合が1%程度減少、医療費総額が3%程度減少、医療サービスの利用日数が2%程度減少することが明らかとなったというふうになっております。

大分県においても同様な状況か、説明を求めます。

3点目は、この報告書によると、17疾病で外来利用が減少したとあります。

窓口負担割合の変更後、歯科、眼科外来の利用が大分県において減少した状況があるか、説明を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 日隈議員の窓口負担割合の見直しの影響についての質問にお答えいたします。

まず1点目です。

調査についてのお話をさせていただきます。

本調査ですが、令和3年6月3日、参議院厚生労働委員会において全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議、こちらにおいて、窓口負担割合の見直しは後期高齢者の受診に与える影響を把握することと定められ行われたものです。

令和6年8月30日の第181回社会保障審議会医療保険部会では、令和3年11月から令和5年6月までの20か月分の単身かつ課税所得が28万円以上、年金収入とその他の所得との合計所得が150万円から250万円の所得層のデータ10万人分程度を使用し、検証を行いました。

その結果、①2割負担の対象となる一定以上所得者は1割から2割になる直前に医療費が上昇する、いわゆる駆け込み需要の存在が示唆されました。

②負担割合変更後ですが、医療サービスの利用割合が1%程度、医療費総額が3%程度、医療サービスの利用日数が2%程度減少することが明らかになっております。

③傷病別の分析として、一定程度の外来利用がある疾病のうち本分析手法に適する45疾病について分析した結果、令和4年10月において、17疾病で外来利用が有意に減少した一方、ほぼ差がないものもあり、傷病によって異なることが明らかになっております。

なお、影響が大きかった疾病は、主にう蝕、いわゆる虫歯というものでございます、のほか、眼及び付属器の疾患、筋骨格系及び結合組織の疾患に分類される疾病でございました。

一般的に患者の自己負担割合が変化した場合に受診日数等が変化すると言われておりますが、この調査結果でも受診日数への影響はマイナスの2.0からマイナス4.1%程度となっており、制度改正時の影響見込、マイナスの2.6%と大きな差はつかなかったと報告がされたところでございます。

それから2点目の質問でございます。

こちらについてですが、今回の調査結果でございますが、都道府県ごとの調査結果報告はございませんでした。

そのため、大分県の令和4年9月以前の状況との比較はできなかったところでございます。

それから3点目ですね。

今回の調査結果、先ほど申し上げましたように、都道府県ごとの結果報告はありませんでしたので、3点目についても大分県の令和4年9月以前の状況との比較はできなかったところです。

また、本広域連合が管理しているデータでも窓口2割負担導入前後の比較はできませんが、令和4年10月以降の窓口2割負担対象者にかかる療養の給付の状況としては、歯科の100人当たり受診件数は増加傾向にあります。

なお、眼科にかかる医療費については、療養の給付の医科全体の集計に含まれておりますので、診療科目ごとの受診動向はわからない状況でございます。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 再質問を行います。

2点質問します。

1点目は、今回の調査報告で、先ほどの答弁でしたけれども、都道府県ごとの結果報告はなかったということです。

今回の調査報告のとおり、窓口負担割合の変更後、医療サービスの利用割合が1%程度減少、医療費総額が3%程度減少、医療サービスの利用日数が2%程度減少することが明らかとなったということが報告されておりますので、大分県でも同様の状況だと理解して良いかどうかをお聞きをし

たいと思います。

2点目は、歯科受診については、大分県では令和4年10月に窓口2割負担の区分が導入されて以後の100人当たりの受診件数は増加傾向にあるという、先ほどの答弁でした。

窓口2割負担により受診を控える傾向はなかったと理解して良いのか、答弁を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） まず1点目の問題ですね。

医療サービスの利用割合が1%程度減少というところの部分のお話でございます。

本広域連合が管理しているデータでは、大分県の被保険者全体としては令和4年10月以降の費用額は増加傾向にあり、一人当たり費用額についても毎年増加しておりますが、窓口2割負担の対象となる一定以上所得者については制度導入前後の比較はできないため、今回の調査報告にある状況の確認はできなかったところでございます。

続きまして、2点目の歯科受診の増加傾向にあるというところの話でございます。

100人当たり受診件数の増加傾向については、受診控えの有無に関わらず様々な要因があると考えております。

令和4年8月には、新型コロナウイルス感染症対策本部にて、Withコロナに向けた政策の考え方が決定されるなど、行動制限が段階的に緩和されていた時期にもあたるため、窓口2割負担が導入された令和4年10月頃には被保険者の受診行動が徐々に変化を始めていたと推測されます。

本広域連合が管理しているデータでは窓口2割負担導入前後の比較はできないということでございますので、歯科受診件数の増加傾向と窓口2割負担導入に伴う受診控えの有無に係り性があるかどうかの判断はできないところでございます。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 今までの説明でいきますと、後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しの影響について、厚労省が発表した報告書ですね、これは、あくまでも全国調査の結果ということで、大分県における窓口2割負担により受診を控える傾向はなかった、あるいは、判断できないという受け止めということでしょうか、説明を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） この調査結果につきましては、令和6年9月26日から27日に開催されました、令和6年度九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会事務局長会議において、厚生労働省保険局高齢者医療課長へ質疑の機会がありました。

窓口2割負担の導入による受診控えとの関係性について確認を行ったところです。

高齢者医療課長からは、全国調査の結果を公表したものである、との回答に留まり、受診控えの有無への言及はありませんでした。

本広域連合においても、受診控えの有無を判断する材料ではなく、全国調査の結果として受け止めている状況です。

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

22番、齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） 22番、大分市選出の齊藤由美子です。

発言通告に従って、一問一答で4点の一般質問を行います。

初めに、出産育児支援金についてお聞きします。

医療・介護の保険料や利用料などが負担増となる中、負担を少しでも抑えていくことは急務です。

子育て支援の拡充は重要ですが、その財源を医療費への上乗せで補うのは本末転倒です。

石破首相は高水準の賃上げと繰り返していますが、多くの労働者の実質賃金が上がっているわけではありません。

また、年金生活者の方々からは、年金が減る一方で食べていけないと悲鳴が上がっています。

このような中、出産育児支援金は、少子化対策だから、全世代型社会保障は国の決めた仕組みだからと容認することはできません。

医療、福祉、子育てなど絶対に欠かせない財源を新たな国民負担として徴収するやり方は抜本的に見直すべきです。

そこでお聞きします。

少子化対策・子育て支援は、国民に負担を課すのではなく、国の責任で行うべきだと考えますが見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 斉藤議員の出産育児支援金についての質問にお答えいたします。

全国後期高齢者医療広域連合協議会として、令和6年度の要望書の中で、厚生労働省に対して、後期高齢者への負担が増加しないよう国が責任を持って対処するように、3点要望しております。

まず1点目です。

税ではなく医療保険の仕組みを通じて財源を求める理由及び保険料に上乗せするという負担増に対して、被保険者の理解が得られるよう、国が責任を持って周知広報及び説明を行うとともに、実質的な被保険者の負担が生じないよう運営することとしております。

2点目です。

広域連合と自治体が周知広報を行った場合に国による財政支援を確実に実施することという点です。

3点目です。

国が国民に直接かつ丁寧に説明を行うこと。

また、滞納等が保険財政に影響しないよう、徴収方法の見直しも含めて慎重に対応するとともに、必要に応じて国が責任をもって財政支援等の対策を講じることの3点を要望しております。

引き続き、全国協議会を通じまして、厚生労働省に声を届けていきたいと考えているところです。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） これまで負担軽減を国に求めろ、国に求めろと言い続けてきまして、今回具体的に3点ということで、細かな要望を出していただいたのは非常に重要なことだと思います。

先ほど議案質疑で言われた今回の出産育児支援金は1人634円ということになりますが、現時点では3.5%、半分ということになりますので、今後それが倍になっていくということになります。

でも、現役世代の負担を軽減するとか、全世代で子育てを応援するとかって言い方をするのは、本当に現場の実態が分かっていないなあというふうに思わざるを得ません。

もちろんこの要望は非常に重要ではありますが、どんなにですね、国が説明をしても理解を得られないというふうに私は思います。

今後やはりですね、これが直ちに7%になれば倍になるわけですから、負担増が生じないようにと言っても、その負担増が目の前に迫っているわけです。

この7%にもう増やすぞと、今は激減緩和措置ですよということに関しての危機感がありますので

しょうか。

その点の見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 引き続きですね、全国協議会を通じまして、厚生労働省に先ほど声を届けていきたいと申し上げましたので、同様の回答になります。声を届けていきたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） ちょっと意地悪な聞き方をしたかもしれませんが、是非ですね、危機感を持っていただきたいと思います。

連合長は厚生労働省にはいろんなパイプをお持ちだと思いますので、是非、厚労省にもしっかりとその声を直接届けていただければと思います。

この点を要望しておきたいと思います。

では、2点目です。

コールセンターへの問い合わせについてお聞きします。

先の議会ではコールセンターでの対応についてお聞きしました。

12月2日を過ぎてもなお、マイナ保険証についての不安や疑問が私の元にも多数寄せられます。

そこでお聞きしますが、広域連合のコールセンターにおける、マイナ保険証についての問い合わせ件数、主な問合せ内容など、現時点での対応状況についてお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） はい、コールセンターについてです。

令和6年11月から運用開始しております。

マイナ保険証の一体化に係るお問い合わせに対応している状況です。

お問い合わせ件数としましては、令和7年1月20日現在で169件となっております。

主なお問い合わせの内容としましては、資格確認書の交付・運用についてのところが54件、マイナンバーカードと保険証の一体化についてが47件となっております。

なお、コールセンターの運用につきましては、お問い合わせの件数が増加すると見込まれる年次更新時期を考慮し、令和7年8月末まで運用することとしております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 問い合わせの件数が増加すると見込まれるということで、次の切替のときにはですね、非常にたくさんの方々が混乱されるのではないかなと思います。

いろいろと聞かれたときに、マイナ保険証の場合はこうなりますと、資格確認書が送られてくるとかこないとかいう話になりますと、資格確認書を送ってほしいという方が非常に多いです。

特にですね、解除申請の問い合わせについては今ご答弁にありませんでしたけれども、この解除申請の問い合わせには丁寧に対応しなければならないのではないかと思います。

特に高齢者の皆さんはいろいろと心配がおりますので、この点について非常に重要だと思います。

資格確認書の方がいいという声、この件について、これは真摯に受けとめるべきだと考えますけれども、その点の認識をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 今後もですね、ホームページや年次更新時に被保険者に送る制度説

明用のしおり、そういうもので制度周知を行う予定にしておりますので、その中も含めてですね、きちんと被保険者の方に情報を伝えていきたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） そもそもマイナ保険証は任意であるということを忘れずにですね、丁寧に対応していただきたいと思います。

特にやはり、国保なのか社保なのかというあたりでは、受付に行く窓口等も異なると思いますので、その辺の説明、案内をしっかりと対応していただくよう要望しておきます。

それでは、3点目もマイナ保険証についての対応についてお聞きします。

マイナ保険証に紐づけした方から、マイナンバーカード、電子証明書、それぞれの有効期限について不安の声が寄せられています。

うっかりすると、更新ができてなくて保険証が使えなくなるのですから、その不安は小さくないと思います。

広域連合として、今後どのように対応していくのか、答弁を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） ご質問のマイナンバーカードに係る有効期限の対応というか、そういうところの広域連合としての対応の部分でございます。

個別の対応につきましては原則、有効期限の2から3か月前を目途に有効期限通知書が送付されることとなっております。

医療保険者である、我々広域連合といたしましては、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限に係るご案内については、今後、ホームページや、年次更新時に全被保険者へ送付する制度説明用のしおりにて制度周知を行うことを考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 先ほどのコールセンターの件にもつながりますけれども、本当にこういう通知書を受け取られた高齢者の皆さんが、ピンとくるのかということなんですね。

いろいろお話をしても、自分がマイナ保険証につながっているのかいないのかということから、もう確認がなかなか難しいということで、ある日そういう通知書がきたときに意味が分からないということも多々あろうかというふうに思います。

くれぐれもですね、このマイナンバーカードに関しては後期高齢者というか、国保の担当ではなくて市民課等になっていくかと思えますし、縦割り行政のその対応がどのようにになっていくのかというのが大きな不安になっています。

くれぐれも各市町村と情報を共有して、必要な対応を行っていかねばなりませんけれども、こうした高齢者のいろんな方々の不安や対応については、やはり逐次ですね、国に対しても、こういう対応をとということで求めていくべきではないかと思えますが、そんな点の認識をお聞かせいただければと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） はい、マイナ保険証につきましてはですね、これまでも被保険者が安心して診療機関を受診できるよう国に対して声を上げてきております。

今後とも全国協議会を通じて、要望していきたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 先ほどの日隈議員の質問にもありましたけれども、やはりですね、カ

ードの期限が切れていて、ある日突然保険証として使えませんかと言われるのが一番怖い事ではないかと思います。

10割負担を求められるかどうかというのは病院によりけりです、なんて説明をたまに受けることがあって、非常に現場に依存しているなあという気がしています。

国の対応が大変不十分ですので、必要な対応を今後求めていくということですので、本当にですね、現場の実態を率直に国の方に伝えていただいて、何が足りないのか、何がおかしいのか、何が必要なのかということをも十分伝えていただくよう強く要望しておきます。

それでは4点目についてです。

3割負担の拡大についてお聞きします。

昨年9月、後期高齢者医療の医療費窓口3割負担の対象を拡大していく方針が閣議決定されました。

しかし、高齢者の負担はすでに限界であり、これ以上の負担増は生存権に関わる問題です。

撤回を求めるべきだと考えます。

見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 事務局長。

○事務局長（清水 昭男君） 全国後期高齢者医療広域連合協議会といたしまして、令和6年度の要望書の中で、後期高齢者への負担が増加しないよう、厚生労働省に対しまして、2点要望いたしました。

1点目が、現在の被保険者について、判定基準の見直しにより2割負担にすることは、該当する被保険者数が大幅に増加し大きな混乱を招く広域連合もありますことから、短期間のうちに判断基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる改定は行わないこと。

2点目といたしまして、将来的に後期高齢者医療制度の見直しを行う場合においては、大きな混乱が起きないように慎重に行うとともに、現役世代も含めできる限り負担のかからない制度設計とすること。

この2点を要望いたしましたところでございます。

引き続き、全国協議会を通じまして、厚生労働省に声を届けていきたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君）

大きな負担が生じないようということで強く求めていただきたいと思います。

ただですね、今後、高額療養費の上限額が引き上げられる、あるいは2割負担の方の経過措置が終了する、先ほどの子育ての分の3.5%が7%になると、もう目の前に引き上げの条件がざらざら並んでいるわけです。

特にですね、低所得者の方々にはもちろん当然配慮がされていますけれども、一定所得のあるの方々にとっては相当な負担増となる。

これも既に限界を超えているというふうに思います。

現役世代の負担軽減というフレーズも適正だと思いません。

負担軽減になっていないからです。

今後ですね、高齢者、そしてその家族、もう全世代の方々の負担をやはり増やすべきではないということをも、強くですね、国に要望し続けていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、負担はもう限界ですので、具体的にこの要望を更にですね、今後も続け

ていただいて、大分県から、しつこいと言われるくらい負担軽減策を要望していただきますよう強くお願いしまして、質問を終わります。

○議長（長田 教雄君） 以上で、一般質問を終了いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

次に、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2番、岩尾茂樹議員、24番、仲家孝治議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

今期定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、令和7年第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和7年1月27日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長田 教雄

署名議員 岩尾 茂樹

署名議員 仲家 孝治